

## AMS山梨青年部の活動について

### 正副部長会議

- ◇日 時 4月7日（金）19：00～20：00  
◇場 所 振興会 会議室  
◇出 席 者 小松部長、大久保副部長、望月副部長、小鳥居副部長、渡邊副部長、大木監事、川崎代表  
◇審議事項 (1) 青年部新役員の選出(委員会・本会理事等)について  
 (2) AMS山梨青年部の集いについて  
 (3) 新旧合同運営委員会の開催について  
 (4) その他

### 新旧合同運営委員会

- ◇日 時 4月21日（金）19：00～20：00  
◇場 所 振興会 大講堂  
◇出 席 者 運営委員 48名  
◇審議事項 (1) AMS山梨青年部の集いについて  
 (2) 次年度青年部への引継ぎについて  
 (3) 各委員会(広報・技術・交流・経営)活動内容の報告について  
 (4) まとめ  
 (5) 次年度青年部活動等について  
 (6) その他

### =お知らせ=

#### 令和5年度マイカ一点検キャンペーン・スローガンの決定について

標記キャンペーン・スローガンの募集につきましては、全国から13,287通の応募があり、選考委員会を開催して厳正なる審査を行った結果、下記スローガンが令和5年度のキャンペーン・スローガンとして決定した旨、通知がありましたのでお知らせします。

《スローガン》

『「ただいま」の 笑顔のために マイカ一点検』

## 車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」4月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
サトー自動車	1019	甲府西	(株) 稲葉工業	63	南巨摩南
(株) キリン自動車	411	甲府南	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
(有) 塩部モータース	189	甲府北	山田自動車整備工場	856	南巨摩北
東洋モータース(株)	972	甲府北	御坂自動車修理工場	165	東八
(有) カーサービス五味	1106	甲府北	(有) 富士自動車	524	東八
末木モータース	431	峠北	三富自動車工業	782	日下部
大泉自動車整備工場	951	峠北	森山自工	842	塩山
山本自動車整備工場	699	韮崎	塩山車検センター協同組合	987	塩山
ヤザキオート	1151	韮崎	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓
井上モータース	355	南アルプス南	東信自動車整備工場	314	岳麓
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	半田自動車整備工場	942	岳麓
前沢自動車工業(株)	749	南アルプス北	古久屋自動車	1009	大月
清水モータース	858	南アルプス北	(株) カネキ自動車	170	都留
功刀モータース	213	市川	禾生自動車整備工場	341	都留
河野自動車整備工場	963	市川	コマタオートセンター	433	都留

### 甲府市からのお知らせ

甲府市から、軽自動車税の口座振替を予定する方に対して、継続検査用納税証明書の発行について、下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

#### 軽自動車種別割の口座振替予定者の継続用 納税証明書発行について（通知）

このことにつきまして、口座振替により納税を選択されている場合、振替後、金融機関からの収納確認ができるまでの数日間、証明書が発行できないなど、納税義務者及び事業者の皆様にご不便をおかけしておりましたが、令和2年度より当該機関に証明書の交付申請があった場合には、前年度納税証明書の有効期限を延長して交付する措置により対応しております。

令和5年度につきましては、証明書発行対応期間（口座振替結果の未判明期間）及び延長後有効期限は次のとおり対応致します。

#### 1. 証明書発行対応期間（口座振替結果の未判明期間）

令和5年5月31日（口座振替日）～令和5年6月2日（振替結果の収納確認可能日）

#### 2. 納税証明書の延長期間後有効期限

令和6年6月15日

3. 軽自動車種別割納税証明書（継続車検用）はがきの送付日

令和5年6月12日

4. その他

令和4年度の納税証明書の有効期限を延長する措置でありますことから、令和5年度と令和4年度の納税義務者がつがう場合は、対応できません。

また、証明書発行対応期間に車検を予定している場合で、事前に証明書が必要な場合は、ご要望により、令和5年度は、5月22日（口座振替とすることが確定する日）以後であれば証明書の発行を行います。（土日を除く）

## 独立行政法人自動車技術総合機構における 「OBD検査ポータル」のリリースについて

独立行政法人自動車技術総合機構より「OBD検査ポータル」がリリースされ、次のとおりプレスリリースが行われましたので、お知らせいたします。

プレスリリース



令和5年4月21日

### OBD 検査システムをリリースしました！

自動車技術総合機構は、令和5年4月21日12:00(正午)に「OBD 検査システム」をリリースいたしました。また、OBD 検査システムの利用方法をまとめた「OBD 検査ポータル」とお問い合わせ窓口としての「OBD 検査センター」も同時開設しています。整備事業者の皆様方におかれましては、検査項目に OBD 検査が追加される令和6年10月に向けて、ご活用ください。

#### 1. 「OBD 検査システム」のリリースについて

「OBD 検査システム」は、主に、整備事業者が OBD 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムです。当該システムを利用するため、事前に、システム利用申請(事業場 ID 申請)をしていただき、事業場 ID 登録が済みましたら OBD 検査アプリを検査用スキャンツールへインストールし、OBD 検査のプレ運用(令和5年10月から開始予定の OBD 検査の円滑な導入のための習熟期間)に向けた準備をお願いします。

＜リリースした OBD 検査システムの全体概要＞

- ① 特定 DTC 照会アプリ…OBD 検査のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可
  - ② 利用者管理システム…アプリの利用者を登録・管理（事前のシステム利用申請が必要）
  - ③ OBD 検査結果参照システム…アプリを用いて実施した OBD 検査の結果を閲覧
- （上記①～③を総称して OBD 検査システムと呼称しています。）

## 2. 「OBD 検査ポータル」の開設について

OBD 検査、OBD 検査システムの概要や当該システムの利用・申請方法などをまとめたウェブサイトです。チャットボットでの問い合わせも可能です。

システム利用に必要な手続きの詳細については、当ポータルサイトに情報を載せておりますので、こちらをご確認ください。



## 3. 「OBD 検査センター」の開設について

OBD 検査ポータルでご不明点がある場合、ポータルにアクセスできない場合など、電話でお問い合わせいただけます。

### 4. スケジュール(経緯)

- ・令和元年5月 改正道路運送車両法成立(審査用技術情報管理事務関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の細目を定める告示の一部改正(OBD 検査の基準関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(OBD 検査の適用関係)

(対象車)  
令和3年10月1日(輸入車の場合は令和4年10月1日)以降に指定を受けた新型車  
(適用日)  
令和6年10月1日(輸入車の場合は令和7年10月1日)以降

<操作方法などのお問い合わせ先>

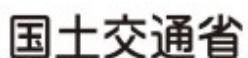
**OBD 検査センター 0570-022-574**

(受付時間: 月曜日から金曜日(祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。)の午前 9 時~17 時)

お問い合わせ先  
〒160-0003  
東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル  
4階 独立行政法人 自動車技術総合機構  
OBD 情報・技術センター  
電話 03-5363-3441(代表)  
FAX 03-5363-3347

# 国土交通省を名乗るフィッシングサイトに関する注意喚起

国土交通省では、国土交通省を装ったフィッシングサイトを確認したことから、下記のとおり注意喚起がありましたのでご注意ください。



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年4月25日  
大臣官房総務課

## 国土交通省を名乗るフィッシングサイトに関する注意喚起

国土交通省は4月25日、国土交通省を装ったフィッシングサイトを確認しました。不審なメール等を受信した場合には、各都道府県警察のフィッシング報告専用窓口に通報をお願いいたします。

今般、国土交通省を装ったフィッシングサイトを確認しました。

具体的には、スマートフォン等に

- ・「【国土交通省】重要なお知らせ、必ずお読みください。」
- ・「督促状で指定した期限までに未納の自動車税が納付されない場合、財産の差押えを行います。」

などと記載したSMS(ショートメッセージサービス)が送信される事案が確認されています。

当該SMSは、国土交通省をかたり、架空の「自動車税等お支払いサイト」といったサイトに誘導するものですが、自動車税の督促状や納付のお知らせ等を国土交通省から、お知らせすることはありません。

また、偽造されたシステム警告が表示され、偽のセキュリティアプリをダウンロードしてインストールを求められる場合がありますが、ダウンロードしないよう注意してください。

このような不審なSMSを受信した場合には、当該サイト等にアクセスをしたり、個人情報を入力したりせずに、各都道府県警察に設けている「フィッシング110番」から、フィッシング報告専用窓口に通報をお願いいたします。

### <参考情報>

- ・警察庁ホームページ(フィッシング報告専用窓口一覧)

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/phishing.html>

- ・フィッシング対策協議会

[https://www.antiphishing.jp/news/alert/mlit\\_20230425.html](https://www.antiphishing.jp/news/alert/mlit_20230425.html)

- ・国民のためのサイバーセキュリティサイト

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/cybersecurity/kokumin/enduser/enduser\\_security01\\_05.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/enduser/enduser_security01_05.html)

【問い合わせ先】 国土交通省 大臣官房総務課 企画班

代表:(03)5253-8111 (内線 21-479、21-478、21-466)

直通:(03)5253-8916

## 令和4年度『不正改造車を排除する運動』について

令和5年6月1日（木）～6月30日（金）の1ヶ月間は

### 「不正改造車排除強化月間」

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省の通達がありましたので、お知らせします。令和5年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえ、ご協力をお願いします。

なお、例年、会員の皆様に配布する本運動のポスター及び不正改造排除マニュアルつきましては、諸般の事情により製作が遅れているため、F A I N E Sに掲載されている不正改造車排除マニュアルをご活用下さい。

#### 【目的】

我が国の自動車保有台数は、令和5年12月末現在で8千万台を超えており、自動車は国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は2,610人、負傷者数は約35.6万人と、依然として多くの方が事故の被害に遭われている。

このような状況にあって、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造を施した自動車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にその排除が強く求められている。

このため、自動車関係団体等の協力を得つつ、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し国民の不正改造排除の意識を高めることにより、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現する。その際、「自動車点検整備推進運動」など他の運動等との連携を図っていく。

#### 【実施事項】

##### 1. 重点排除項目

- (1) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (2) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (3) 前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
- (4) マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (5) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

##### 2. 基本排除項目

- (1) 直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし棒の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (4) 基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け
- (5) シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (6) 不正な二次架装

### 3. 地方独自排除項目

各地方運輸局又は各運輸支局は、上記1及び2の排除項目のほか、地域の事情や要請を考慮した地域独自の排除項目を設定するよう努めるものとする。

### 4. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改防を周知し不正改造車の排除に努めるとともに、F A I N E Sに掲載されております「不正改造車排除マニュアル」等を活用して下記事項を実施して下さい。

#### (1) 不正改造車の排除のための啓発等

- 適正な整備・改造の推進
- 従業員に対する指導等

#### (2) 不正改造車の排除のための情報収集等

- 不正改造車に関する情報等の提供

#### (3) 不正改造車の排除のための取締り等

- 自主点検の実施

## =研修・講習会=

### 圧縮天然ガス(CNG)自動車講習会について

標記講習会を下記により開催します。

C N G自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の実施するC N G自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります。特に**自動車検査員で未受講の場合は、C N G車の完成検査を行うことができません。**

既にC N G講習を修了されている方は、受講する必要はありません。

#### 記

1. 受付期間 7月 7日（金）まで
2. 講習日時 7月28日（金）9：30～17：00（受付9：00～）
3. 講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会（研修センター学科教室、実習場）
4. 対象者
  - (1) 整備主任者
  - (2) 自動車検査員
  - (3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
  - (4) C N G自動車改造施行責任者又はこの者に選任を予定されている者
  - (5) その他受講を希望する者
5. 受講料 8,650円（テキスト代含む）

**※今年度テキスト金額が現在未定の為、価格が変更する場合もあることを  
ご承知おきください。**

※受講希望が少ない場合には、他県への受講案内となる場合もありますのでご了承ください。